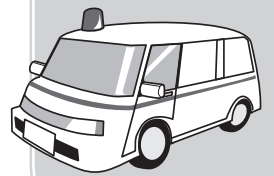


11月9日は 119番の日



緊急通報のポイント

「119番」通報時は、次の問いかけにはつきりとお答えください。

- ① 何があったのか（火事か・救急か・その他の災害か）
- ② 発生場所は（〇〇町〇丁目〇〇番〇号）
- ③ 災害の内容は（何が・だが、どのような状態か）
- ④ 付近にある目標となる建物など（〇〇商店の隣り・〇〇会社の向い）
- ⑤ 通報者の氏名、電話番号

※ 携帯電話による屋外からの通報は、災害発生所在地がはっきりしない場合があります。付近の大きな目標を確認して通報しましょう。

※ 万が一に備えて「住所・氏名・目標建物・電話番号」などを書いたメモを電話の近くに置きましょう。

お問合せ 消防指令センター

☎22・2126

「119番」は
緊急時の電話！
適正利用をお願いします

「119番」は、火災等の災害が発生した時や、救急車を呼ぶ時に使用する、大切な緊急回線です。

災害発生場所や休日・夜間診療病院のお問合せの際には「119番」を使わず、次の電話番号にお問合せください。

■災害発生のお問合せ

災害案内テレホンサービス
☎0180・99・1010

■休日・夜間診療病院のお問合せ

救急医療情報案内センター
☎0120・20・8699

※ 携帯電話の方は
☎011・221・8699



HP 必ずチェック！北海道最低賃金は時間額810円（効力発生10月1日）

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則すべての労働者とその使用者に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金を、労働者・使用者双方の合意の上で定めても無効となります。

最低賃金額以上となっているか確認する方法は？

- ▷時間給 時間給と最低賃金額を比較します。
- ▷日給 日給を1日の所定労働時間で割り、最低賃金額と比較します。
- ▷月給 月給から対象外の賃金（精皆勤・通勤・家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金）を除いた金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較します。

※ 特定産業で働く方は産業別最低賃金を適用。

お問合せ 函館労働基準監督署 ☎23-1276



市では、最低賃金、有給休暇、就業規則、労働相談の問合せ先など、労働者の権利や知っておくべき知識などをまとめた「労働者のためのハンドブック」を作成しています。

市のHPにも掲載していますのでご利用ください。

お問合せ

労働課 ☎21-3308

11月11日(土)～20日(月)

冬の交通安全運動

ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な北海道～

HP 重点 ○高齢者の交通事故防止

○凍結路面等のスリップによる交通事故防止

○飲酒運転の根絶

市内の交通事故発生状況（29年1月～9月累計）※人身事故

発生件数 471件（前年比45件減）

死者数 4人（前年比3人増）

傷者数 576人（前年比53人減）

お問合せ 交通安全課 ☎21-3190

HP 交通事故防止のため “夜光反射材”を配布しています

交通安全課（市役所4階）、および各支所で配布しています。

夕暮れ時や夜間にかけての歩行中の交通事故対策にご利用ください。

配布内容

- ・靴貼付型夜光反射シール
- ・夜光反射リストバンド

